

懲罰特別委員会が開かれました

菅原達議員に対する懲罰動議の提出

定例会初日（6月5日）に、慶野常夫議員、小倉健一議員、澤田裕之議員、横塚剛議員より、菅原達議員に対する懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会が設置されました。

委員会での審査の結果、懲罰を科さないことに決定しました。本会議においても、採決の結果懲罰を科さないことに決定しました。

用語説明

👍 懲罰特別委員会とは・・・

懲罰動議が提出された場合、懲罰の審査を行うために設置される特別委員会であり、当該委員会への付託を省略して議決することができません。

👍 懲罰とは・・・

議会の自律権に基づき、議会の秩序維持と品位保持のために認められる議会の内部的規律作用です。地方自治法第134条に規定され、地方自治法、会議規則、委員会条例に違反した議員に対し、議決により以下の懲罰を科すことができるものです。

- ①戒告（公開の議場において、懲罰事犯者に対し、議長が戒告文を朗読する処分）
- ②陳謝（公開の議場において、懲罰事犯者がその事犯について陳謝文を朗読する処分）
- ③出席停止（議会の会期中、一定期間、会議、委員会への出席を停止する処分）
- ④除名（議員の身分を失わせる処分）

議会報告会を開催します



日時 2026年11月7日(土)
午後2時から午後4時

場所 佐野市役所7階 委員会室
(受付開始：午後1時30分)

- ☒ 1人から参加できます
- ☒ 申込は不要です
- ☒ 必ず議員とお話しできます
- ☒ 時間内であれば出入り自由です
- ☒ 議場見学のおまけつき